

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し間伐、路網整備、植栽、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。
特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。
また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。
- (5) 外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。
- (6) 林業の経営安定や林野施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに林業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び林業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、林業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。
また、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充する

とともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。
- (3) 住民に被害が及ぶおそれがある場合等の緊急時において、より柔軟な対処が可能となるよう、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。
- (4) 猟銃の所持許可手続きに係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。
- (5) 鳥獣被害により荒廃した森林の復旧に係る支援措置を講じること。